

# こどもの人権SOSミニレターについて

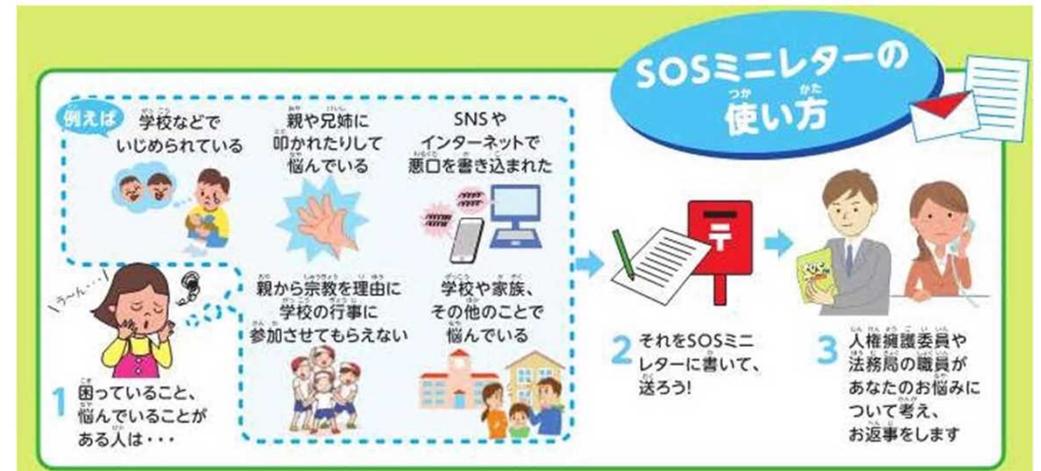
全国の法務局・地方法務局では、学校におけるいじめや体罰、家庭内での虐待などの問題に対する活動として、全国の小学校・中学校の児童・生徒に「こどもの人権SOSミニレター」（料金受取人払の便箋兼封筒）を配布し、これを通じて教師や保護者にも相談することができないこどもの悩みごとを的確に把握し、**学校及び関係機関と連携**を図りながら、こどもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

「こどもの人権SOSミニレター」に相談したいことを書いて、裏面の封筒部分を切り取り、便せん部分を入れて、ポストに投函すると、**最寄りの法務局**に届きます（切手は不要）。法務局では、人権擁護委員や法務局職員が、**希望する連絡方法（手紙・電話）**で返信をします。

## こどもの人権SOSミニレターの見本



## ★どうやって使うの？



## 関係機関と協力した取組の実施

令和5年度から配布場所を拡大



配布を依頼

児童相談所	児童養護施設
児童自立支援施設	こども食堂
	・
	・





私たちに話してみませんか

“人権擁護委員”は、

あなたの街の相談パートナー

人権イメージキャラクター 人KENまもる君

人権イメージキャラクター 人KENあゆみちゃん

人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受けて活動する民間のボランティアの方々です。

## 1 どんな人?

現在、約14,000名の人権擁護委員が、全国の各市町村に配置され、地域の方から寄せられる人権相談に応じています。

人権擁護委員は、日常生活における様々な人権問題に対応するため、市町村長の推薦と法務大臣からの委嘱を受けて活動しています。

人権問題の解決にはきめ細かな支援が大切ですので、人権擁護委員には、色々な経歴を持った人が就任しています。

## 2 どんな制度?

人権擁護委員制度は、昭和23年に創設され、その歴史は古く、他国では類を見ない制度です。

人権擁護委員は、人権尊重の理念を国民に広めるため、法務局職員と共に人権相談や救済のための活動、人権教室や講演会などの地域に密着した人権啓発活動をしています。

人権擁護委員制度は、民間のボランティアの方々や国と一体となって、皆さんの人権を守る制度なのです。

## 3 委員の願い

人権擁護委員は、その職務を行う時、必ずき章(バッジ)を着けています。

き章(バッジ)のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這って広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



かたばみ



き章

## ● 人権相談はこちらへ ●

人権についての相談はなんでも

みんなの  
人権110番



0570-003-110

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら

こどもの  
人権110番



0120-007-110

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通・通話料無料)



LINEでも相談を受け付けています  
LINEじんけん相談



@snsjinkensoudan

こちらから友だち追加してください

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の  
人権  
ホットライン



0570-070-810

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

インターネットでも相談を受け付けています



パソコン・スマホ・携帯電話共通

インターネット人権相談

検索Q

SOS-eメール

<https://www.jinken.go.jp/>



\*端末の環境により、ご利用できない場合があります。

秘密は守ります。相談は無料です。



リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

人権イメージキャラクター  
人KENまもる君

人KENあゆみちゃん

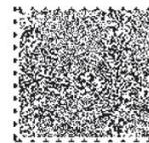
資料2\_参考資料2



- 差別を受けた
- 暴行・虐待を受けた
- ハラスメントを受けた
- いじめを受けた
- インターネットによる誹謗中傷など

今、悩みを  
抱える  
あなたへ

ひとりで悩まず  
法務局に相談を



法務省人権擁護局  
全国人権擁護委員連合会

あなたの  
その悩み **人権侵害**  
かも…

◎いじめ・いやがらせ



◎虐待



◎インターネットでのプライバシー侵害



◎差別



ひとり **もう一人**で悩まないで

相談から **解決**へ



- ◎全国各地の法務局では、職員や人権擁護委員が人権に関するご相談をお受けしています。
- ◎あなたの悩みの解決のため、最善の方法と一緒に考えます。
- ◎必要に応じて、事実関係を調査し、事案に応じた適切な措置を講じます。
- ◎いじめ、いやがらせ、虐待などを  
見たり聞いたりしたときにも、情報をお寄せください。

窓口相談



電話相談



インターネット相談



助言・紹介

法的なアドバイス  
専門的な機関を紹介



関係調整

話し合いを仲介し  
相手方との関係を調整



説示・勧告

人権侵害をした人に  
改善を求める

